

鎌 地 共 第 86 号
令和6年(2024年)4月10日

自治会町内会長 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公 印 省 略)

携帯電話等中継基地局設置に関する
制度の一部改正について(通知)

日頃より、本市市政運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

自治会町内会長の皆様には、令和5年(2023年)8月1日付け鎌地共第86号にて依頼させていただきまきました「携帯電話等中継基地局設置計画の『事業者説明会』に関するアンケートについて」へ御協力をいただき、誠にありがとうございました。

このたび、アンケート結果を踏まえ、令和6年(2024年)4月1日付けで鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例及び鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例施行規則の一部を改正しましたので、お知らせいたします。

これまで、地縁団体の代表者の要請があった場合にのみ、携帯電話等中継基地局の設置に関する事業者説明会を開催することとしていましたが、改正後は、地縁団体において説明会が開催されなかった場合に限り、近接住民の方々から説明会開催の要請があった場合においても、事業者は近接住民と開催日時や場所等調整して説明会を開催することとなりました。

本改正については、市ホームページによる案内のほか、制度改正のチラシデータを市から事業者に渡し、近接住民の方々への説明の際に利用していただきながら周知を図っていますので御承知おきください。

引き続き、市政運営に御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(同封資料)

1. 鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例
2. 鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例施行規則
3. 近接住民への説明資料

事務担当は、共生共創部地域共生課

くらしと福祉の相談担当 丸山

電話 0467-23-3000 (内線 2660)

e-mail shisei@city.kamakura.kanagawa.jp

令和6年4月1日から、 携帯電話等中継基地局の設置に関する市の 制度が変わりました

Q

どこが
変わったの？



A

近接住民(※)の皆さまからのご要望により、
基地局の設置事業者による説明会を開催する
ことができるようになりました。

(これまでは、自治会・町内会からのご要望によって
しか開催できませんでした。)

※近接住民・・・基地局からの水平距離が、基地局の高さの2
倍以内の範囲にお住いの方など

鎌倉市内に携帯電話等中継基地局を設置する場合には、設置事業者と市民の皆さまとのトラブルを未然に防止するため、鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例及び同条例施行規則において、設置事業者は、設置する中継基地局の計画を、近接住民の方々や自治会町内会に設置前に説明することを定めています。

また、施行規則では、自治会町内会から要望があった場合、設置事業者は設置する中継基地局に関する説明会を開催するものとしています。

このたび、条例と施行規則を改正し、令和6年4月1日から、自治会町内会が説明会を開催しない場合であっても、近接住民の方々が説明会を要望した場合は、設置事業者が説明会を開催することとなりました。

(ただし、自治会町内会による説明会が開催されない場合に限りです。)

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例及び施行規則については、鎌倉市ホームページを参照ください。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/soudan/keitai1.html>



鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に関するお問い合わせ先
鎌倉市地域共生課
電話 0467-23-3000(内線 2660)
Eメール shisei@city.kamakura.kanagawa.jp

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、携帯電話等中継基地局の設置等に伴う住環境をめぐる紛争が生じていることにかんがみ、事業者が近接住民等に対し事前に携帯電話等中継基地局の設置等について説明する責任を明確にし、もって市民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 携帯電話等中継基地局 携帯電話端末、PHS端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのものを除く。）をいう。
- (2) 事業者 携帯電話等中継基地局の設置又は改造（当該携帯電話等中継基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話等通信会社をいう。
- (3) 近接住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。
 - ア 既存の建築物に携帯電話等中継基地局の設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の地上からの高さの2倍以内において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）であつて、当該建築物の敷地に隣接する土地の土地所有者等であるもの
 - イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の高さ（既存の電柱等に設置等をするときは、地上からの高さ）の2倍以内における土地所有者等
- (4) 地縁団体 近接住民の属する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、近接住民及び地縁団体（以下「近接住民等」という。）と事業者との紛争を未然に防止するための施策及び紛争の調整のための施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をしようとするときは、近接住民等の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。

- 2 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をしようとする場合において、近接住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則で定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。

(近接住民等の責務)

- 第5条 近接住民等は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。

(計画書の提出)

- 第6条 事業者は、新たに携帯電話等中継基地局の設置等をしようとするときは、当該設置等の工事に着手する日の60日前までに、規則に定めるところにより、当該設置等の工事の計画書を市長に提出しなければならない。

(近接住民等への説明等)

- 第7条 事業者は、前条の計画書の提出後、規則に定めるところにより近接住民及び地縁団体を代表する者に当該設置等の工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、必要に応じて説明会を開催するなどして近接住民等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により近接住民に説明したとき又は説明会を開催したときあつては近接住民説明実施報告書を、地縁団体を代表する者に説明したとき又は説明会を開催したときあつては地縁団体説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(報告書の開示等)

- 第8条 市長は、前条第2項の近接住民説明実施報告書の開示を当該近接住民から求められたときは、これに応じるものとする。

- 2 市長は、前条第2項の地縁団体説明実施報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、当該地縁団体説明実施報告書を一般の閲覧に供するものとする。

(紛争の調整)

- 第9条 市長は、近接住民等と事業者との紛争が生じたときは、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成12年3月条例第32号)に基づき、あっせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。

(勧告)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、計画書の提出その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- (1) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書

を提出した者

- (2) 第7条第2項の規定による近接住民説明実施報告書又は地縁団体説明実施報告書（以下これらを「報告書」という。）の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に設置等の工事に着手した携帯電話等中継基地局については、この条例は、適用しない。
（建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正）
- 3 鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成12年3月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「開発行為」の次に「並びに携帯電話等中継基地局の設置等」を加える。

第2条第2項第1号中「又は関係住民（」を「、関係住民又は近接住民（携帯電話等中継基地局の設置等に係る紛争にあつては、近接住民に限る。」に改め、同項中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体」を「地縁団体」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 近接住民 携帯電話等基地局条例第2条第3号に規定する近接住民又は同条第4号に規定する地縁団体（以下「地縁団体」という。）を代表する者をいう。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 携帯電話等中継基地局 鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例（平成22年3月条例第20号。以下「携帯電話等基地局条例」という。）第2条第1号に規定する携帯電話等中継基地局をいう。

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例（平成22年3月条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向確認が必要な施設)

第2条 条例第4条第2項の規則で定めるものは、次の施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(高等学校、大学及び高等専門学校を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 鎌倉市子どもの家条例(昭和50年6月条例第4号)第2条に規定する鎌倉市子どもの家
- (4) 鎌倉市青少年会館条例(平成6年3月条例第12号)第2条に規定する鎌倉市青少年会館
- (5) 鎌倉市子育て支援センター条例(平成14年3月条例第27号)第2条に規定する鎌倉市子育て支援センター
- (6) 鎌倉市障害児活動支援センター条例(平成19年3月条例第34号)第2条に規定する鎌倉市障害児活動支援センター

(計画書の提出)

第3条 条例第6条の規定による設置等の工事の計画書の提出は、携帯電話等中継基地局設置等計画届出書(第1号様式)により行うものとする。

(近接住民への説明方法等)

第4条 条例第7条の規定による近接住民への説明は、事業者が直接本人に対し誠意をもって行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、書面等の配付その他の確実な方法により本人に対する説明に代えることができる。

2 条例第7条第1項の規定により近接住民及び地縁団体を代表する者に対し説明する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 携帯電話等中継基地局の設置計画の内容
- (2) 携帯電話等中継基地局から発信する電波に関する事項
- (3) 工事中の安全対策

3 事業者は、当該携帯電話等中継基地局の設置計画について当該近接住民から説明会の開催を求められたときは、次条第2項の規定による説明会を開催しなかった場合に限り、開催日時、場所等について配慮し、説明会を開催す

るものとする。

- 第5条 条例第7条の規定による地縁団体の代表者への説明は、原則として、当該地縁団体の代表者を訪問することにより行うものとする。この場合において、事業者は必要に応じ、当該地縁団体への当該携帯電話等中継基地局の設置計画に関する概要の説明及び周知に必要な資料を提供するものとする。
- 2 事業者は、当該携帯電話等中継基地局の設置計画について当該地縁団体から説明会の開催を求められたときは、開催日時、場所等について配慮し、説明会を開催するものとする。

(近接住民説明実施報告書の提出)

- 第6条 近接住民説明実施報告書の提出は、近接住民説明実施報告書(第2号様式)により行うものとする。
- 2 事業者は、第4条第3項の規定による説明会を開催したときは、当該説明会を開催した日の翌日から起算して10日以内に、近接住民説明実施報告書を提出しなければならない。

(地縁団体説明実施報告書の提出)

- 第7条 地縁団体説明実施報告書の提出は、地縁団体説明実施報告書(第3号様式)により行うものとする。
- 2 事業者は、第5条第2項の規定による説明会を開催したときは、当該説明会を開催した日の翌日から起算して10日以内に、地縁団体説明実施報告書を提出しなければならない。

(地縁団体説明会実施報告の閲覧)

- 第8条 条例第8条第2項の規定による地縁団体説明実施報告書の閲覧は、市長が指定する場所において、事業者が地縁団体に対し説明会を開催した日の翌日から起算して21日を経過する日まで行うものとする。

(計画廃止届の提出)

- 第9条 事業者は、携帯電話等中継基地局設置等計画届出書に記載された計画を取りやめようとするときは、携帯電話等中継基地局設置等計画廃止届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用開始届出書の提出)

- 第10条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等に関する工事が終了し、当該携帯電話等中継基地局の使用を開始したときは、携帯電話等中継基地局使用開始届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他の事項)

- 第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の第1号様式から第5号様式までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(行政手続における押印の特例に関する規則の一部改正)

3 鎌倉市行政手続における押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例施行規則(平成22年3月規則第37号)の項を削る。

携帯電話等中継基地局設置等計画届出書

(宛先) 鎌倉市長		年 月 日
住所		
事業者	氏名	住所
	電話番号 ()	住所
代理人	氏名	住所
	電話番号 ()	住所
〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕		
次のとおり届出します。		
計画の概要	設置場所等	鎌倉市 <input type="checkbox"/> 独立柱 <input type="checkbox"/> 建築物に設置 <input type="checkbox"/> 電柱に設置 <input type="checkbox"/> その他 () に設置
	高さ	m (建築物、電柱その他に設置の場合は、地上からの高さ)
電波の出力		
説明等実施予定日	年 月 日	
施工者	住所	
	氏名	
	電話	
工事予定	着工	年 月 日
	完了	年 月 日

(注) 案内図、計画図、説明等を行う範囲を記した図面を添付してください。

近接住民説明実施報告書

(宛先) 鎌倉市長		年 月 日
住所		
事業者	氏名	住所
	電話番号 ()	住所
代理人	氏名	住所
	電話番号 ()	住所
〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕		
次のとおり報告します。		
計画の概要	設置場所等	鎌倉市 <input type="checkbox"/> 独立柱 <input type="checkbox"/> 建築物に設置 <input type="checkbox"/> 電柱に設置 <input type="checkbox"/> その他 () に設置
	高さ	m (建築物、電柱その他に設置の場合は、地上からの高さ)
意向の確認が必要な施設の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
意向の確認が必要な施設	<input type="checkbox"/> 学校教育法第1条に規定する学校 (高等学校、大学及び高等専門学校を除く。) <input type="checkbox"/> 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 鎌倉市子どもの家条例第2条に規定する鎌倉市子どもの家 <input type="checkbox"/> 鎌倉市青少年会館条例第2条に規定する鎌倉市青少年会館 <input type="checkbox"/> 鎌倉市子育て支援センター条例第2条に規定する鎌倉市子育て支援センター <input type="checkbox"/> 鎌倉市障害児活動支援センター条例第2条に規定する鎌倉市障害児活動支援センター	
工事予定	施設名称	
	着工	年 月 日
	完了	年 月 日
説明の方法、日時、状況等		

説明会の要望の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
説明会実施日	年 月 日	
説明会の状況等		

(注) 説明等を行った時の資料、説明等を行った範囲がわかる資料を添付してください。

第3号様式(第7条)

地縁団体説明実施報告書

年 月 日		
(宛先) 鎌倉市長		
事業者 住所..... 氏名..... 電話 (.....) 住所..... 代理人 氏名..... 電話 (.....)		
[法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。]		
次のとおり報告します。		
計画の概要	設置場所等	鎌倉市 <input type="checkbox"/> 独立柱 <input type="checkbox"/> 建築物に設置 <input type="checkbox"/> 電柱に設置 <input type="checkbox"/> その他 (.....) に設置
	高さ	m (建築物、電柱その他に設置の場合は、地上からの高さ)
説明会の要望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
地縁団体の会長への説明を行った日時	年 月 日	地縁団体への周知方法等
説明会実施日	年 月 日	
説明会の状況等		

(注) 説明等を行った時の資料を添付してください。

携帯電話等中継基地局設置等計画廃止届出書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
事業者	住所..... 氏名..... 電話 ()..... 住所.....
代理人	住所..... 氏名..... 電話 ().....
〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕	
次のとおり届出します。	
計画の概要	設置場所等
	鎌倉市 <input type="checkbox"/> 独立柱 <input type="checkbox"/> 建築物に設置 <input type="checkbox"/> 電柱に設置 <input type="checkbox"/> その他 () に設置
高さ	m (建築物、電柱その他に設置の場合は、地上からの高さ)
計画届出書届出年月日	年 月 日
廃止理由	

携帯電話等中継基地局使用開始届出書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
事業者	住所..... 氏名..... 電話 ()..... 住所.....
代理人	住所..... 氏名..... 電話 ().....
〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕	
次のとおり届出します。	
基地局の概要	設置場所
	鎌倉市 <input type="checkbox"/> 独立柱 <input type="checkbox"/> 建築物に設置 <input type="checkbox"/> 電柱に設置 <input type="checkbox"/> その他 () に設置
	高さ m (建築物、電柱その他に設置の場合は、地上からの高さ)
電波の出力	
工事完了年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
備考	